

平成27年度

税制改正に関する 要望書（概要）

2014.7

重要 要望項目

消費税の単一税率を維持すること

軽減税率制度は以下の問題点があるため導入すべきではない。

- ①軽減税率の効果が低所得者世帯のみならず、全世帯に及ぶことになり、逸失税収額が多額になる
- ②軽減税率対象品目の選定が困難であり、多種多様化している経済取引を阻害し、新たな不公平を生みかねない
- ③帳簿方式、インボイス方式のいずれかの方式の採用に関わらず、日常事務が煩雑となり、特に小規模事業者の事務負担が増大する
- ④小規模事業者に配慮した事業者免税点制度・簡易課税制度が形骸化する

なお、低所得者への配慮については、軽減税率の導入に比べ事務負担が少なく、給付も低所得者層に限定される「消費税の給付付き税額控除制度」が有用な制度であると考えられる。ただし、マイナンバー制度の施行までは、簡素な給付制度により対応を図るべきである。

法人税の実効税率の引き下げに伴う課税ベースの拡大等については、中小法人の課税のあり方を考慮の上、慎重に行うこと

法人税の課税ベースの拡大等にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである。また、財政基盤の脆弱な中小法人の課税のあり方を考慮のうえ、以下の項目について強く要望する。

- ①外形標準課税は中小法人に導入しないこと
- ②中小法人の欠損金の繰越控除額について一定の制限を新たに設けないこと
- ③オーナー役員に係る給与所得控除については、別途の基準を設けないこと

個別要望項目

I 個別税法改正項目

1 消費税関係

- (1) 税率引き上げに伴い、消費税額の適正な課税の実現を図るため諸規定を見直すこと。とくに予測性が求められる規定（選択届出制）については、課税の公平が損なわれる虞があるため早急に整備すること
 - ① 基準期間又は特定期間の課税売上高により納税義務の有無を判定する納税義務免除の制度を廃止し、新たに小規模事業者に配慮した申告不要制度又は基礎税額控除制度を創設すること
 - ② 簡易課税適用事業者が高額な設備投資等をした場合は、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めること
- (2) 仕入税額控除の要件とされている帳簿の記載は、一定の要件を満たす請求書等を保存している場合は簡略化すること
- (3) 中間申告による納税を任意に選択できる制度を拡充すること

2 役員給与の損金不算入規定を見直すこと

3 土地建物等の譲渡所得に対する課税方法を分離課税から総合課税に変更し損益通算及び繰越控除を認めること。また、不動産所得に係る損益通算の特例は廃止すること

4 一括償却資産の損益算入制度の廃止、少額減価償却資産の取得価額及び繰延資産の一時損金算入限度額を 30 万円未満に引き上げること

5 報酬に係る復興特別所得税の源泉徴収制度の簡素化を図ること

6 金銭又は延納による納付困難要件の判定から納税者固有の財産の範囲を除外すること

7 二世帯住宅の小規模宅地等の減額の特例の適用について、構造上区分されている一棟の建物（集合住宅〈マンション等を除く〉）の区分所有登記の有無による差異を解消すること

II 納税環境整備に関する項目

1 税制の企画立案手続の公正性・透明性を確保すること

2 国税通則法第 1 条（目的）に「納税者の権利利益に資する」旨の文言を追加し、納税者権利憲章を制定すること

3 平成 28 年 1 月から運用開始が予定されているマイナンバー制度については、厳格かつ適切な運用が必要であり、国民に定着し信頼を得るまでは利用範囲の拡大を図らないこと

III 国及び地方公共団体の会計制度改革